

稲沢市市民参加条例に規定する市民参加手続の平成 24 年度実施状況 について（報告）

1 はじめに

稲沢市市民参加条例（以下「条例」という。）第 10 条の規定では、市民参加手続の対象となる施策ごとに、「市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならない。」と定めていますが、年度ごとの実施状況を取りまとめて公表することは規定していません。

しかし、**市民参加をより推進していくためには、市民と市の双方が市民参加の現状を情報共有することが必要であり、特に、市職員が全庁的状况を把握することは、市が市民参加の推進に真摯に取り組むために欠かせません。**

そこで、各部課を対象に、平成 24 年度の市民参加手続の実施状況を調査しました。

なお、条例の適用外ではありますが、法令の規定により実施するもの（第 6 条第 2 項第 1 号）についても、市民参加の取組と言えることから、調査対象に含めました（下記【表 1】参照）。

その結果、9 課の 14 事業において、14 件の市民参加手続が実施されたことが分かりました。なお、議会事務局については、条例に係る実施機関の対象外ではありますが、市民参加手続を行った実績がありましたので、実施件数に含めています。

【表 1】調査対象

条例を適用するもの	市民参加手続を実施	第 6 条第 1 項 (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	調査対象としたもの
	市民参加手続を実施しない	第 6 条第 1 項ただし書 「緊急その他やむを得ない理由があるとき」 ⇒（注）第 3 項により、実施しなかった理由を公表	
条例を適用しないもの	市民参加手続を実施	第 6 条第 2 項 (1) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの	
	市民参加手続を実施しない	第 6 条第 2 項 (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの	

2 市民参加の対象別実施状況

市民参加手続を実施した事務事業について、前述の調査範囲により市民参加の対象別に区分すると【表2】のとおりになります。また、その事務事業名については【表3】のとおりです。

なお、行政改革推進事業については、2つの施策等を対象に市民参加手続を実施しました。

【表2】市民参加手続を実施した事務事業数

条例条項等		市民参加の対象	事務事業数	構成比 (%)
第6条第1項 (市民参加の対象)	第1号	市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	5	33.3
	第2号	市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	0	0.0
	第3号	広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃	0	0.0
	第4号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	0	0.0
	第5号	前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	10	66.7
第6条第2項第1号		他の法令等により、市民参加手続を実施するもの	0	0.0
計			15	100.0

【表3】市民参加手続を実施した事務事業

条例条項等	事務事業名	
第6条第1項	第1号	行政改革推進事業、補助金等の整理合理化事業、人・農地プラン作成事業、環境基本計画進捗管理事業、耐震改修促進計画策定事業
	第5号	稲沢市議会基本条例制定、行政改革推進事業、公共施設のあり方基本方針策定事業、公害対策事業、快適で住みよいまちづくり条例推進事業、下津陸田地区2号公園整備、稲沢西地区2号緑地整備、違反簡易広告物除却事業、道路維持管理事業、第2回稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート調査

3 市民参加の手続別実施状況

市民参加手続の具体的な方法は、条例第7条に定められています。

第1号に「審議会等の設置」、第2号に「パブリック・コメント手続」、第3号に「ワークショップ手続」、第4号に「公聴会手続」、第5号に「アンケート調査」が定められているほか、第6号で「前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法」と定め、前述の5手続以外であっても適用できることとしています(例:インタビュー(ヒアリング)、作文・

アイディアの募集など)。

以上を踏まえて、平成 24 年度に実施した市民参加手続の方法及び実施件数を見てみると、【表 4】のとおり、5つの方法で 14 件実施されました(第 6 号「その他」も 1つの方法として集計)。

手続別の件数を見てみると、第 1 号の「審議会等の設置」が最も多く、行政改革推進事業など 5 件で実施され、全体の約 4 割を占めています。

【表 4】市民参加手続の方法及び実施件数

条例条項等		市民参加手続の方法	実施件数	構成比 (%)
第 7 条 (市民参加手続の方法)	第 1 号	審議会等の設置	5	35.7
	第 2 号	パブリック・コメント手続	1	7.2
	第 3 号	ワークショップ手続	2	14.3
	第 4 号	公聴会手続	0	0.0
	第 5 号	アンケート調査	3	21.4
	第 6 号	インタビュー (ヒアリング)	0	0.0
		作文・アイディア等の募集	0	0.0
その他		3	21.4	
計			14	100.0

なお、第 5 号の「アンケート調査」については 3 件実施され、昨年度 (1 件) からの増加が図られました。

特に、「第 2 回稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート調査」については、2,869 人の対象者 (児童生徒、保護者等) のかたから、2,702 件と多くの意見をいただくことができ、読書活動に対する児童生徒や保護者等の関心の高さが表れた結果となりました。

4 まとめ

(1) 市民参加手続の実施について

平成 24 年度において、1つの事務事業につき複数の市民参加手続を併用した事業はなく、昨年度 (4 事業) から純減しています。

市民参加手続の実施に当たっては、対象となる施策等の内容、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすくなるよう、工夫して実施することが重要です。

複数の方法を併用することは、市民からより広範に意見等を求めることに繋がるため、市政への市民参加の推進を図る上で有効な手段です。

そのため、条例で規定している手続以外に、「その他適当と認める方法」についても新たな手法を検討し、既存の手続と組み合わせるなど、複数の市民参加手続の併用について検討していくことも必要ではないかと考えます。

(2) 「審議会等の設置」について

実施件数が 5 件と最も多かった「審議会等の設置」については、条例の趣旨に沿い、実施に当たって、委員の公募、会議の公開、会議録の公表を求めています。

今回の調査結果では、【表5】のとおり、会議の公開の実施率は高く、会議録の公表に至っては全ての事業で実施されており、実施担当課の意識の高さが表れた結果となりましたが、委員の公募については十分とは言い難い結果でした。

市内の関係団体等からの推薦によって委員を選任しているケースが主な理由ですが、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう、公募市民枠を設けるなど工夫して実施していく必要があります。

また、女性委員の登用促進や開催時間の工夫など、会議を運営するに当たり、より多くの市民が参加できる条件及び環境を整えることも重要と考えます。

【表5】審議会等における項目別実施状況

項目	実施	一部実施	未実施	実施率 (%) 〔一部実施含む〕
委員の公募	3	—	2	60
会議の公開	4	0	1	80
会議録の公表	5	0	0	100

以上の結果及び課題を踏まえた上で、引き続き制度改善に向けた調査・研究に努め、市民協働による魅力ある地域社会の実現を目指して、更なる市民参加の推進に取り組んでいきます。

平成25年8月19日
市長公室企画政策課

